



各 位

平成 30 年 6 月 27 日

会 社 名 株式会社リコム・ジャパン・ホールディングス

代表者名 代表取締役社長 中原 麗

(JASDAQ・コード 6636)

問合せ先 管 理 部 ・ 広 報 課

電 話 0 3 - 6 4 5 0 - 3 6 1 6

第 48 期有価証券報告書提出遅延及び
当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は、第 48 期有価証券報告書（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）
について、以下のとおり、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める期限内であります平成 30
年 7 月 2 日までに提出できない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社が平成 30 年 5 月 24 日に公表しました「証券取引等監視委員会の強制調査につ
いて」にてお知らせのとおり、当社が平成 29 年 6 月 30 日に関東財務局へ提出しまし
た第 47 期有価証券報告書（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）の連
結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの虚偽記載
の疑義により、証券取引等監視委員会から強制調査を受け、現在、当社は証券取引等
監視委員会の調査に協力しております。

当社としましては、証券取引等監視委員会からの虚偽記載の疑義による第 47 期有価
証券報告書の調査を受けている中で、平成 30 年 3 月期の期首残高等が確定できないこ
ともあり、第 48 期有価証券報告書の作成が行えておりません。このような状況から、
本日時点において証券取引等監視委員会の調査も継続中のため、第 48 期有価証券報
告書の作成が完了しないことから、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める平成 30 年 7
月 2 日までに第 48 期有価証券報告書の提出が行えない見込みとなりました。

なお、第 48 期有価証券報告書の提出期限の延長申請につきまして、関東財務局へ確
認を行ったところ、当該承認申請に必要な要件を具備していないことから、第 48 期有
価証券報告書の延長申請を行うことができませんでした。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 13 号 a により、金融商品取引法に定める提出期限（平成 30 年 7 月 2 日）までに有価証券報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄（確認中）に指定することとされております。よって、当社株式は、東京証券取引所より、投資家の皆様への注意を喚起するため、平成 30 年 6 月 27 日付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

また、東京証券取引所の上場廃止基準により、監査報告書を添付した有価証券報告書を法定提出期限の経過後 1 ヶ月（平成 30 年 8 月 2 日）以内に提出できなかった場合、当社は整理銘柄に指定された後、上場廃止になります。

3. 今後の見通し

当社といたしましては、引き続き証券取引等監視委員会の調査に協力を行ってまいります。また、第 48 期有価証券報告書の提出につきましては、証券取引等監視委員会の調査が終了し、当社が平成 29 年 6 月 30 日に関東財務局へ提出しました第 47 期有価証券報告書の連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの虚偽記載の疑義につき嫌疑無しとの調査結果が得られること、さらに、会計監査人から監査報告書を受領することが条件となります。

なお、第三者委員会の設置につきましては、現時点において監査役会にて検討中であり当社取締役会に報告があり次第、速やかに開示いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛け致しますことを深くお詫び申し上げます。

以 上